

議案第 76 号

羽生市三田ヶ谷農林公園条例の一部を改正する条例

羽生市三田ヶ谷農林公園条例（平成 13 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第 5 条 前条第 1 項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第 6 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上特に必要があるときは、利用の許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第 4 条第 3 項の条件に違反したとき。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第 8 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第 9 条 既納の使用料は、還付しない。</p>	<p>(利用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第 5 条 前条第 1 項に規定する利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第 6 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上特に必要があるときは、利用の許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第 4 条第 3 項の<u>規定による</u>条件に違反したとき。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第 8 条 市長は、特別の<u>利用</u>があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第 9 条 既納の使用料は、還付しない。</p>

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) (略)
- (2) 利用者が、使用料の全額を納付した後、規則で定める日までに利用の許可の取消しの申出を行い、当該許可の取消しを受けたとき。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 施設等の利用の許可に関する業務
- (3)～(5) (略)

2 (略)

別表第1（第3条関係）

公園名	施設等の種類
羽生市三田ヶ谷農林公園	農業体験棟
	農畜産物加工体験棟
	農業物産館
	第2農業物産館
	食堂・地ビール工房
	パーベキュースペース
	広場

別表第2（第8条関係）

使用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～午後	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後9時
施設名				
農業体験棟～第2農業物産館	(略)			
食堂・地ビール工房	月額	183,300円		

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) (略)
- (2) 利用者が、使用料の全額を納付した後、規則で定める日までに利用許可の取消しの申出を行い、当該利用許可の取消しを受けたとき。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 施設等の使用許可に関する業務
- (3)～(5) (略)

2 (略)

別表第1（第3条関係）

公園名	施設等の種類
羽生市三田ヶ谷農林公園	農業体験棟
	農畜産物加工体験棟
	農業物産館
	第2農業物産館
	食堂・地ビール工房
	広場

別表第2（第8条関係）

使用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～午後	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後9時
施設名				
農業体験棟～第2農業物産館	(略)			
食堂・地ビール工房	月額	183,300円		

バーベキュースペース	炉あり	日額 1,500円		
	炉なし	日額 1,000円		
公園内広場	1日1平方メートル当たり 100円		公園内広場	1日1m ² 当たり 100円
備考			備考	
1 (略)			1 (略)	
2 使用料のうち、公園内広場については、物品等の販売行為 <u>その他</u> これに類する行為を行う場合に適用する。			2 使用料のうち、公園内広場については、物品等の販売行為、 <u>その他</u> これに類する行為を行う場合に適用する。	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年11月28日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明